

[事業名]	
保健事業（長寿・健康増進事業）	
[目的・概要等]	
保健事業（長寿・健康増進事業）については、長年社会に貢献されてきた高齢者の健康づくりのため、広域連合や市町村が実施する事業に対し、国が財政支援を行うものとされている。	
1	実施形態 市町村が実施する事業（又は実施した事業）に対して広域連合が補助金を交付する補助方式
2	交付基準 当初、国から平成20年4月1日現在の被保険者数に応じて交付基準が示されたが、その後所要額調査が実施され、広域連合として約1億3千万円を要望しており、11月の第2回広域連合定例議会において補正予算として提案する予定
3	対象者 被保険者
4	対象事業の実施期間 平成20年7月以降に開始し、平成21年3月末までに終了する事業
5	対象事業
①	健康相談、リーフレットの提供、健康手帳の交付、各種健康教育・教室等
②	スポーツクラブ、温泉・保養施設等の利用助成等
③	スポーツ大会、レクリエーション、健康まつり等の運営費
④	医療と介護の連携強化モデル事業
⑤	人間ドック、各種検診等、健康増進のために必要と認められる事業
6	対象外となる経費
①	他の国庫補助対象経費及びその自己負担分
②	スポーツ大会やイベントにおける参加者に対する物品及び記念品・賞品
③	職員の人件費（臨時職員賃金やアルバイトの賃金を含む。）
※ 上記の対象外となる経費については、国から通知されているものであるが、今後示される国からの交付基準によっては、対象外となる経費が追加されることも想定されることから、市町村への周知については、交付基準が示されてから、追って通知したい。	
7	市町村補助基準 広域連合で限度額を設定し、被保険者数に応じて補助基準を設定する予定
8	平成21年度以降の事業 20年度については年度途中でもあり、全市町村での実施は難しいと思われるが、21年度以降については全市町村に実施していただくよう働きかけていきたい。